

特定同族会社株式特例の活用は慎重に！

特定同族会社株式特例(以下「本特例」といいます)とは、中小企業の事業承継の円滑化を目的として、平成14年に設けられた制度です。相続財産に自社株が含まれている場合には、一定要件を満たす場合に限り相続税の課税価格の算定上、相続税法上の株式の時価総額が10%減額されるというものです。さらに平成15年の相続時精算課税制度の導入に合わせ、精算課税制度を利用した生前贈与の自社株についても適用可能となりました。将来自社株の評価額が大幅に上昇すると予想される場合等であれば、精算課税の適用を受けおき、贈与時における評価額の10%を減額した金額で相続することも可能というものです。

そもそも相続財産のうちに納税することが困難なものとして、現に使用されている宅地や経営支配権のある自社株があります。これらのように処分が可能ではあるが「売りに売れない財産」について税務上の特例上、宅地に関するものとしては「小規模宅地の減額特例(以下「小規模特例」といいます)」があり、自社株に関しては本特例が設けられているということです。

しかし本特例は導入当初、軽減額は最大でも僅かに3,000万円であり、さらに小規模特例を受ける場合にはいずれか一方の選択適用であったため、小規模特例を選択した方が計算上、圧倒的に有利であり適用が少なかった(と思われる)制度でした。適用されていたケースとしては、宅地を所有していないかあるいは評価額の非常に低い宅地(つまり小規模特例の減額が3,000万円未満)を所有している中小企業経営者の相続で使われていたぐらいでしょう。その後小規模特例との併用が可能となり、さらに平成16年税制改正において軽減額を最大で1億円とし、当初よりもずっと利用しやすい制度へと変更されました。

(1) 適用要件

今まで制度の趣旨について述べてきましたが本特例が適用できる要件については、主なものとして以下のようなものが挙げられます。

対象株式：証券取引所に上場されていないこと等
被相続人の持株割合：被相続人とその同族関係者の持株割合は50%超であること

株式の時価総額：全体で20億円未満

特例対象部分：発行済株式の3分の2まで
相続人の要件：持株割合が5%以上等
簡単に挙げると以上となります。(実際は更に詳細な要件があります)これらの要件を満たす場合に限り、現在では最大で株式時価総額10億円までの部分に対し10%、すなわち1億円までの軽減が認められることになります。昨年までは軽減額が3,000万円までだったことを考えると、軽減額は大幅にアップしたことになります。また、前述の通り本特例は小規模特例と併用可能です。つまり両方の特例が受けられる場合には、各特例ごとに減額される金額を予め計算比較してどちら(あるいは併用)が有利になるのかを選択し、減額が最大となることを求める必要があるのです。

例えば本特例の最大軽減額1億円と評価減額が同額となる特定居住用宅地は、宅地面積を特例で最大の240㎡とすると、宅地の評価額は約52万円((1億円÷240㎡)÷80%)つまり㎡あたりで約52万円以上の特定居住用宅地であれば小規模特例が有利、反対であれば本特例が有利ということになります。一般的に相続税評価額が㎡あたりで約52万円という宅地は決して低くはなく、都心部など一部の地域を除いた相当数の宅地はこの金額以下ということになりますので、本特例の方が有利だったということが生じる可能性が出てくるわけです。

(2) 制度適用の傾向

今年の8月に財務省が発表した相続時精算課税制度の利用状況の内訳を見ると、適用初年度である平成15年における全受贈者数78,000人のうち、非上場株式の受贈者数は1,700人余りとなっております。内訳は公表されておりませんのでこの中で生前贈与を活用した本特例が何件ほど利用されていたのかは現時点では不明ですが、今後の事業承継対策の1つとしてどこまで増加するのか、その動向は今後注目されるところです。但し、本特例の利用にあたっては、一方で適用要件の十分な確認や小規模特例との選択の比較計算及び併用検討、あるいは相続時精算課税制度を利用する場合には、長期に亘る自社株の動向についてまでも視点が必要とされます。適用に際しては相当に慎重な判断が求められます。(担当：小林 良治)